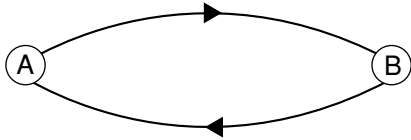


途中降機

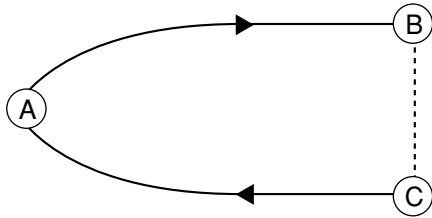
航空会社は運賃種別ごとに、途中降機の回数に制限を設けている。運賃によっては途中降機をまったく認めていないものと、途中降機の回数制限やストップオーバーチャージを必要とするものなどがある。

- (1) 一般規則としての途中降機とは、途中地点において到着後24時間を超えて滞在する場合をいう。
- (2) 運賃計算における途中降機の数え方
- 折り返し地点は途中降機に数えない。



- 目的地域または目的国内のサーフィスセクターの両末端は合わせて1つの途中降機とみなす。

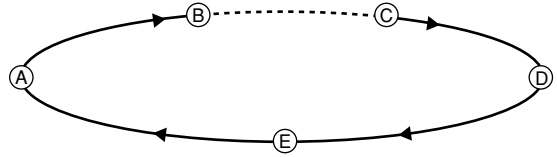
ただし、折り返し地点(フェア・ブレイキングポイントを含む)は、途中降機数には数えない(オープンジョーを含む)。



運賃： $A \sim B + A \sim C$

②と③は両方とも途中降機数にはいれなくてよい。

- サーフィスセクター(列車、バス等)の両端は24時間を超える場合、合わせて1回の途中降機と数える。一すなわち、地上輸送の始まる地点の航空機による到着時刻と地上輸送の終る地点の航空機による出発時刻が24時間を超える場合—



運賃： $A \sim D$ (B、C 経由) + $A \sim D$ (E 経由)

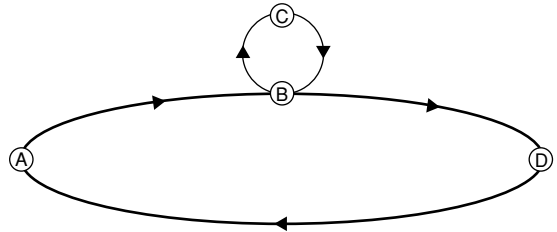
途中降機：②の到着時刻と③の出発時刻が24時間を超える場合

②と③で1回、⑤で1回

折り返し地点：④

- (注) 最近では上記の Embedded surface を認めない運賃が多い。

- サイドトリップ運賃(結合可能運賃を適用)の起点、終点は次のように数える。



運賃： $A \sim D$ (B 経由) + $A \sim D$ + ②③ 往復

途中降機：②は最初の②到着時刻(A→B)から、2番目の②出発時刻(B→D)までが24時間を超える時、1回と数える。